

## 介護保険事業所の指定（更新）について

## 1. 概要

介護保険法に基づく介護保険事業所を開設するためには、指定権者（市・県）による指定・許可が必要です。また、指定・許可後も、各種変更等の届出・申請の提出や、指定後6年ごとの更新を受けることが義務づけられています。

（市が指定するもの）

居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所 等

（県が指定するもの）

訪問介護、通所介護事業所、特別養護老人ホーム 等

## 2. 令和3年度更新（予定）事業所 ※総合事業除く

## 【居宅介護支援事業所】

[事業所] ひより茶屋ケアプランサービス（古賀市米多比555-1）

[指定期間] 令和3年11月1日～令和9年10月31日 **※指定更新済み**

（初回指定日：平成27年11月1日）

## 【地域密着型サービス事業所】

[事業所] 豊資会 定期巡回訪問介護ステーション（古賀市花見南1丁目2番15号）

[指定期間] 平成28年2月1日～令和4年1月31日

（初回指定日：平成28年2月1日）

## 3. 実地指導、集団指導の状況

（実地指導）

① 令和3年8月4日 医療法人Y&K かい整形外科医院 通所リハビリテーション

② 令和3年10月12日 デイサービスどんぐり

③ 令和3年10月14日 ひより茶屋ケアプランサービス

※①、②は福岡県と合同にて実施

④ 令和3年12月～（予定） 豊資会 定期巡回訪問介護ステーション他

（集団指導）

令和3年10月22日 新型コロナウイルス感染拡大防止のため文書開催